

# 平成27年度 高丘中学校いじめ防止基本方針（ダイジェスト版）

## はじめに

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす人として決して許されない行為であり、学校は日頃から生徒のささいな兆候を見逃さず、迅速・組織的に対応することが必要です。同時に、「いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る」との基本的な認識に立つことも必要です。

学校は、生徒が教職員や友人との信頼関係の中で安全・安心に生活でき、生徒一人一人が大切にされているという実感をもてるよう、積極的にいじめ対策に取り組んでいく所存です。

### 1 いじめの未然防止に向けて

生徒一人一人が、自己肯定感や自己有用感を育み、集団の一員としての自覚と自信を身に付けられるよう、学校行事や生徒会活動等、学校の教育活動全体を通して、生徒が互いに認め合える人間関係をつくり、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりに取り組んでいきます。

### 2 いじめ問題の克服に向けて

いじめ克服に向けては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって、生徒一人一人の人的成長を促すことが必要です。特に学校においては、その前面に立って積極的にいじめ対策に取り組む必要があると考えています。

以下は、いじめ克服に向けての基本的な認識です。

- ・ いじめ問題は、重大な人権侵害で、絶対に許されない行為であり、学校の在り方が問われる問題であるとの認識に立つこと。また、命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行うこと。
- ・ 教育活動全体を通じて、生徒の自己有用感や規範意識を醸成すること。
- ・ 学校基本方針に基づき、未然防止、早期発見・対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、家庭・地域との連携強化を図り、関係者が一体となって組織的に対応すること。
- ・ 生徒が、学級活動、生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動等について自分たちで考え実行できるよう、教職員は日常の望ましい生活態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるよう支援すること。

### 3 その他の事項(評価・検証等)

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきましたが、いじめへの対応についても、家庭や地域とともに取り組めるよう、学校基本方針をホームページで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を通じて、保護者や地域への情報発信に努めます。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、基本方針が学校の実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ防止等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直します。そして、見直す際には、学校全体で取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにします。また、家庭や地域からの意見も積極的に聴取し、学校・家庭・地域が一体となった取組を進めます。

## 【重大事態の対応フローチャート】

### 〔重大事態とは〕

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。
- ・いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるもの。

### 重大事態が発生



### 教育委員会へ重大事態の発生を報告



教育委員会は調査の主体を判断

### 学校が調査主体になる場合



学校に重大事態の調査組織を設置

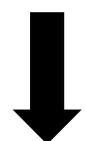
- ※いじめ防止等対策委員会が調査組織の母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

### 事実関係を明確にするための調査を実施



- ※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

### いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供



- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

### 調査結果を教育委員会に報告



- ※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

### 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取組の検証を行う。